

高野町立富貴小・中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月

1. はじめに

いじめは、児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えると同時に、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得ると認識をもって知り組まなければならない。

そのためには、常に、児童生徒の実態を把握し、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

そして、全校の児童生徒が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2. いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

いじめ防止のための本校の基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3. いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる 集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童・生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考に判断するものとする。

[暴力を伴うもの]

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

[暴力を伴わないもの]

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4. いじめ防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 「児童生徒指導委員会（職員会議）」

月1回小中学校全教職員で問題傾向を有する児童生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「校内いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する取組の点検やいじめ問題の初期対応を検討するため、校内いじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

- ・学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

- ・いじめの疑いに係る情報があったとき緊急に会議を開き、情報の共有、対応方針を協議する。
- ・協議内容は、職員会議において再度検討する。
- ・校内いじめ防止対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任

③ 「いじめ対応特別委員会」

緊急ないじめ問題が発生した場合、校内いじめ防止対策委員会及び職員会議の協議を経て、いじめ対応特別委員会を開催する。

- ・いじめ問題対応方針の決定
- ・関係児童生徒への聴取
- ・支援体制、保護者連携
- ・いじめ対応特別委員会の構成員は次の通りとする。

高野町教育委員会教育長・指導主事、高野町学校カウンセラー、民生児童委員
校長、教頭、生徒指導主任、PTA会長、学校評議員、東富貴区長、西富貴区長

(2) 未然防止

児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを認識させる。

(ア) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 「笑顔・あいさつ運動」

いじめゼロ、明るく楽しい学校を目指して「笑顔・あいさつ運動」を児童生徒会活動を中心に推進する。

② 「ありがとうの日」

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に伝えようとする心情を高めるために、「ありがとうの日」を毎月3日～9日の1週間設定し、取組を進める。

③ 「よさを見つける日」

毎月1回、道徳や学級活動で自己肯定感を育てる日「よさを見つける日」として位置づけ、自分や友達のよさを見つけ、認め合うことにより自己肯定感を高める。

(イ) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 諸活動での異学年交流の充実
- ・ 児童生徒の自発的な活動を支える児童生徒会活動の充実
- ・ 児童生徒が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の会や終わりの会、ホームルーム、学級活動などでの発表等を通して、表現力トレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童生徒会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) 早期発見・早期対応

(ア) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童・生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童生徒がいる場合には職員会議等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「いじめに関するアンケート」を年3回(7月中旬・11月中旬・2月上旬)行い、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(イ) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

いじめを認知した場合、次の①～④に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する

① 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

② 事実確認

いじめを認知した場合や、児童・生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

③ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童・生徒やその保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際対応したことを記録として残しておく。

④ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者に必要に応じて提供する。

(ウ) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、教育センター学びの丘「いじめ電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

(エ) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 「教職員の資質能力向上」について

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回（7月、11月）、校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童・生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や三者面談（個人懇談会）等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促し、校外での児童・生徒の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

校内組織（校内いじめ防止対策委員会）やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を行い、児童生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童・生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該児童生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童生徒の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、校内いじめ防止対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断

(ア) 次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(イ) 重大事態については、次の事項に留意する。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童生徒

の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の報告・調査・結果の提供

- (ア) 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- (イ) 「校内いじめ防止対策委員会」が情報共有・対応方針を協議し、職員会議で報告・再検討する。また、必要に応じて「いじめ対応特別委員会」を開催し、報告といじめ対応方針について協議する。
- (ウ) 調査等でアンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- (エ) 調査により明らかになった事実関係については教育委員会に報告すると共に、情報を適宜・適切な方法でいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して報告する。